

# 電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正 電気用品整合規格検討ワーキンググループでの 検討状況

平成28年6月30日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
製品安全課

# 電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正（電気ストーブ）

○電気ストーブについて、震災時の電気火災対策として、転倒時消火装置の搭載の義務付け。

## 1. 本改正の背景

- ① 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）では、「電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を100%にすることを旨とする。」とされている。
- ② 工業会加盟メーカーは平成8年から順次自主的に、電気ストーブに転倒時OFF装置を搭載してきているが、近年、工業会非加盟企業による輸入品が増加傾向にあり、転倒時消火装置の未対策製品が流通してしまう可能性がある。
- ③ このため、電安法基準を改正し、転倒時消火装置の搭載の義務づけを行うもの。

## 2. 改正の概要

技術基準省令解釈通達の別表第8の2（1）の構造の項に、次の要求事項を追加する。

- 転倒している状態では、通電しない構造であること。
- 地震時の落下物でONにならないような構造であること。

## 3. 改正の時期

改正公布時期については、現在検討中のJIS C 9335-2-30（ルームヒータの個別事項）改正案が採択され、電安法の整合規格として採用されるタイミングに合わせ通達を改正。

○電気フライヤーの異常温度試験の項目に少量油状態に関する規定を追加する改正を行い、少量の油で発火しない技術基準とする。

## 1. 本改正の背景

- ① 電気用品調査委員会の事故事例調査部会における平成27年度の事故事例調査の結果、電気フライヤーの過熱火災事故が近年継続して発生していることから、電気フライヤーに係る技術基準解釈の見直しを実施。

H24	H25	H26	H27
3	4	2	2

(東京消防庁管内)

## 2. 改正の概要

以下の追加により少量の油で発火しないように規定。

- 解釈別表第八の2(20)の二項（異常温度上昇）に少量油状態に関する規定を追加。
- 具体的には、JIS C 9335-2-37（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性：業務用フライヤーの個別要求事項）に規定の試験方法及び規定値を引用。

## 3. 改正の時期

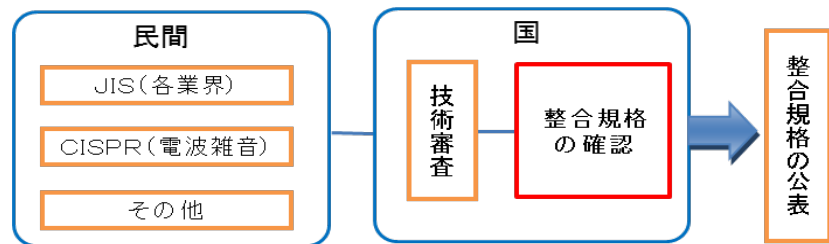
本年度目途。

# 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

- 電気用品安全法の技術基準の性能規定化に伴い、性能を満たす規格を作成するため、電気用品整合規格検討ワーキング・グループを設置。
- 前回の製安小委以降、同WGを2回開催し、計29規格のJIS等について、整合規格として採用することを確認。

## 1. 電気用品整合規格検討WGの概要

- (1) 性能規定化のため、電安法では技術基準省令を改正(H26. 1. 1施行)。今後は、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、整合規格の整備に当たっては最新の技術を反映させたJIS等公的規格を取り込み、性能規定(省令)を満たす「整合規格」として整備を進めていくことが重要。
- (2) 整合規格案について総合的な観点から評価を行うため、製品安全小委員会の下に「電気用品整合規格検討ワーキング・グループ」を新設することについて、第1回の製品安全小委員会で承認頂いたところ。



整合規格原案の確認のための体制のイメージ

## 2. WGメンバー

(座長)三木 明治大学工学部教授

次のような各分野を代表する専門家12名で構成。

- 電気用品の各分野(設備、回転機、絶縁、電気製品)
- IEC/ISOの国際標準化
- 電気分野の認定認証
- 電波雑音(EMC)
- リスクアセスメント
- 消費者

## 3. WG開催状況

第1回WG(平成26年2月21日)

15規格について、整合規格として採用することを確認

第2回WG(平成26年5月28日)

9規格について、整合規格として採用することを確認

第3回WG(平成26年10月29日)

5規格について、整合規格として採用することを確認

第4回WG(平成27年4月20日)

9規格について、整合規格として採用することを確認

第5回WG(平成27年7月22日)

13規格について、整合規格として採用することを確認

(内訳)

- ・採用済みのJISを、改正JISに置き換えるもの: 8規格
- ・新たに、JISを整合規格として採用するもの: 2規格
- ・暫定規格※を、採用・改正するもの: 3規格

※暫定規格: 解釈通達の別表第12の別紙

第6回WG(平成28年5月27日)

16規格について、整合規格として採用することを確認

(内訳)

- ・採用済みのJISを、改正JISに置き換えるもの: 12規格
- ・新たに、JISを整合規格として採用するもの: 3規格
- ・暫定規格を、JISに置き換えるもの: 1規格

## 4. 整合規格の採用

新たに追加する整合規格については、WGでの確認後、順次、技術基準解釈通達の別表第12を改正する形で採用。